

令和5年第1回八峰町議会臨時会会議録

---

令和5年5月11日（木曜日）

---

議事日程第1号

令和5年5月11日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第40号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）

第5 議案第41号 専決処分事項の報告について

（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

第6 議案第42号 専決処分事項の報告について

（八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について）

第7 議案第43号 専決処分事項の報告について

（令和4年度八峰町一般会計補正予算（第14号））

第8 議案第44号 業務委託契約の締結について

第9 議案第45号 物品の取得について

---

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長 堀内満也 副町長 田村正

教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

---

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和5年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりですので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、本臨時会を招集した経緯についてご説明申し上げます。

平成31年4月から、「森林経営管理制度」が開始されたことに伴い、適切に経営管理を実施していない森林については、森林所有者に対し、町が経営管理に関する意向確認を行うこととされております。

このため町では、森林資源の実態を把握し管理するため、森林環境譲与税を財源として、令和2年度に「林地台帳管理システム」を整備し、令和4年度には、航空写真等を利用した毎木調査による森林資源調査を実施いたしました。

しかしながら、町内の広大な森林を調査するには相当な年数を要することから、一層の推進を図るため、航空レーザ測量と地上レーザスキャナによる三次元計測と森林資源解析を行うこととし、このたび受注業者が決定しましたので、当該業者と契約を締結することについて、議会の承認を求めるものであります。

また、あきた白神体験センターにおいて使用している小型自家用バスについては、購入後14年が経過し、シーカヤック等、海岸での体験活動の移動に多く使用されているため、車体の腐食が激しく、修繕料もかかり増しになっていることから、更新することといたしました。

発注してから納入まで1年程度の期間を要することから、令和6年度のシーズン前に納入が完了するように入札手続きを進め、このたび受注業者が決定しましたので、当該業者と契約を締結することについて、議会の承認を求めるものであります。

また、令和4年度一般会計補正予算及び条例改正3件を令和5年3月31日付けで専決処分いたしましたので、併せてこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第40号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第41号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第42号、専決処分事項の報告については、八峰町介護保険条例の一部を改正する

条例の専決処分報告であり、令和4年度までとなっていた新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例期間を令和5年4月まで延長するものであります。

議案第43号、専決処分事項の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第14号）の専決処分報告であり、既定額から1億2,168万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を68億8,264万3,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、国庫支出金、地方債の確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第44号、業務委託契約の締結については、森林レーザ計測及び森林資源解析業務委託契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、物品の取得については、小型自家用バス購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

報告第3号及び第4号は、除雪作業中に車庫の外壁を破損させたことについて、「八峰町長の専決処分の指定に関する条例」の規定に基づき、損害賠償を行うこと及び損害賠償に要する費用を措置した令和5年度八峰町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告であります。

以上、今議会臨時会の議案は6件で、報告は2件であります。

詳細については各議案提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第40号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第40号について説明いたします。

議案第40号、地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお願いいたします。

専決処分第4号

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法

第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

八峰町長 堀内 満也

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則等の一部を改正する省令等が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、町の税条例の一部を改正するものです。

次のページからは、八峰町税条例の一部を改正する条例の改め文となっております。

今回の改正におきましては、直接住民の方々に関係のある部分としては、令和6年度から森林環境税が新たに賦課されることと、軽自動車税の種別割の税率の特例期間が延長されたことなどが主なものとなっております。その他につきましては、様式の追加や条項のずれ、文言の修正など、国の地方税法等の改正内容の準則に沿ったものとなっております。

来年度から新たに賦課される森林環境税についてですが、国税として年額1,000円が個人住民税の均等割額に上乗せされることとなります。現在、住民税の均等割額は、県分2,300円と町分3,500円、合わせて5,800円となっておりますが、この中に東日本大震災を教訓として全国で実施する防災施策対応分、いわゆる震災復興税として引き上げられた1,000円が含まれております。新年度から、この震災復興分がなくなりまして、この新たな森林環境税が同額追加されるため、結果としては金額はこれまでと変わらないということになります。これに関連して、個人住民税の各種様式について森林環境税にかかる記載が追加されております。

次に、軽自動車税関係について説明いたします。

軽自動車税のうち原動機付自転車の種別割は、二輪の排気量別に3区分と、三輪以上のミニカーの合わせて4色のナンバープレートで区分されています。これまで三輪以上のものは全てミニカーとして税額3,700円に区分されておりましたが、三輪以上であっても特定小型原動機付自転車に該当する場合は、原動機付自転車の第1種2,000円となります。この特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、定格出力が0.6kW以下、長さが1.9m以下、幅が0.6m以下、最高速度が20km以下であるものを言います。いわゆる電動キックボードの三輪タイプが該当しますが、現在のところ、町には登録はありません。

また、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車の税率を軽減する特例措置期間が延長され、令和7年度までに初回車両番号指定を受けた軽自動車が軽減の適用を受けることとなります。対象となり得るのは電気自動車と営業用の5ナンバーのガソリン車で、令和12年燃費基準90%達成車など一部と考えられます。ちなみに、今年度の当町での軽減対象車は1台でした。

附則としまして、この条例は、原則、令和5年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず最初に、この資料が非常に分かりづらくて、やはりあれで、告示の時に一緒に資料を出してもらわないと、私も例規集とこう照らし合わせても本当に難解で分かりづらくて、今説明を受けて、その特定自動車、自転車については新たに2,000円の税が加わったということなんですか。新たにこれが。

それと、まあ「3,900円」が「2,000円」になったりとか「6,500円」が「3,500円」とかありますけれども、これは、まあ電気自動車を使用した場合の軽減ということなんですか。この意味がちょっと分からなかったことと、それから、この一覧表、まあ例規集から取り出して、一番最後のこの表のところの「100分の10」の割合を「100分の35」に金額を加算するというこの意味をちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

特定小型原動機付自転車につきましては、これまでも特定小型原動機付自転車については2,000円で課税、2,000円というふうになってるんですけども、三輪以上のものというものが市販されております。で、三輪以上になりますと、これまでは3,700円というミニカーという区分に区分されていたんですけども、先ほど説明しました内容とおり、ある一定のその規格以内のものであればその一番下の2,000円の方に分けられますということで、今までの三輪以上のもの、三輪以上であっても2,000円の方になるというふうに変ったということです。

それから、表についての金額につきましては、いわゆるその環境性能の高いそういった電気自動車とか、そういったものがその期間内であれば税額が軽減されるということ

の金額の違いの表になっております。

それから、3つ目の「100分の10」から「100分の35」になるという件についてですけれども、その環境性能のいいものが軽減を受けるというふうに申告した際にですね、申告した内容に虚偽があった、そういった場合に、いわゆる遡って、まあペナルティーという意味で本来払うべき金額に100分の10加算した額を納めなさいというそういった決まりがあったんですけれども、それをもう少し厳しくして、不正があった申請に基づく加算金を100分の35、35%加算して納めなさいというふうな規定に変わったということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第41号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第41号について説明いたします。

議案第41号、地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお願いいたします。

専決処分第5号

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

八峰町長 堀内満也

本改正は、令和5年税制改正に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなったため、町条例の一部を改正するものです。

次のページは、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め文となっておりますが、今回の改正では、国民健康保険税の課税限度額と低所得者にかかる国民健康保険税の軽減判定所得がそれぞれ見直されました。

1つ目の国民健康保険税の課税限度額については、後期高齢者支援金にかかる課税限度額が現行の「20万円」から「22万円」に2万円引き上げられたため、これにより国民健康保険税の課税限度額は、現行の「102万円」から「104万円」となります。

次に、軽減判定所得の金額の見直しについてですが、国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯の所得の合計が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。本改正では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の対象となる世帯については、「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引き上げられました。

附則として、この条例は、令和5年4月1日からの施行となりますが、この条例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） この資料もやはり告示の時に提出してほしいと思います。本当に難しい問題ですので、こう国保税の例規集と照らし合わせながらこう見てたんですけども、今この資料を見て、国保税軽減判定の改正っていうこの表を見て、すごくよく内容は分かります。それで、まあ3割、ああ、7割、5割、5割軽減と2割法定減免、これが人数が増えるということで、これは大変いいことなんですけれども、ただこれは支援分、支援、後期高齢の支援の限度額が20万円ということで、104万円の高額の人が、まあ世帯数としてはこれは減るのかな、ちょっとその辺がもう少し説明が欲しいんです

けれども、これは5割、7割、2割の人たちだけが対象になりますか。ほかの人たちには、これ以外の人たちには国保税の上限の影響は出ないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 別途あげております条例改正資料について説明をいたします。

まず最初に軽減判定基準の改正についてですけれども、先ほど申し上げました5割軽減の方と2割軽減の方の基準がそれぞれ引き上げられております。で、上の表、3つの表のうち一番上が令和4年基準で計算したものです。そして令和5年が真ん中の表なるんですが、これは正確な、まだ賦課される前のものですので、表の下にあります※のとおり、令和5年3月31日現在の全世帯数対象数と、それから全被保数、それで試算をしたものです。これでいきますと、まあ当然7割軽減は対象外ですので金額は変わっておりません。2割軽減から5割軽減となった世帯が4世帯増えまして9世帯になったと。それから、軽減がこれまでなかった世帯が2割世帯の方になった方、世帯が7世帯増えましたと。で、14人になったと。

あ、失礼しました。大変失礼いたしました。2割軽減から5割軽減になった世帯が4世帯、それから軽減なしから2割軽減となった世帯が3世帯。

（「7世帯」と呼ぶ者あり）

○税務会計課長（成田拓也君） あ、7世帯。ああ、大変申し訳ありません。表の方の数字が間違っておりました。※以降に書いてる内容が正しいものでして、はい。表の方がちょっと間違っておりました。大変申し訳ありません。

（「どれ間違っ、どれ正しいんだかはっきりせじや」と呼ぶ者あり）

○税務会計課長（成田拓也君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 数字しゃべれ、どこ間違ったらが。

休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

.....  
午前10時33分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

○税務会計課長（成田拓也君） 大変申し訳ありませんでした。

記載内容につきましては、これが合っております。つまり2割軽減であった方が5割軽減の方に移動した数は4になってますので、下の表の5割軽減のところの一番上の世帯数が4になっております。そして、軽減のない方が2割軽減に行った数については、これまで7世帯あった方が、7世帯であったところから4世帯動いたので残りが3世帯という意味の4と3です。で、合計では7世帯。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

.....  
午前10時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

○税務会計課長（成田拓也君） 大変申し訳ありませんでした。

上の方の表にあるとおり、法律の改正によりまして対象となる方、5割軽減は4世帯、2割軽減の対象の方は3世帯、合わせて7世帯の14人で、軽減される金額が30万5,800円となっております。

※以降のこの内容につきましては、少し説明が不十分で分かりにくい表記となっておりますので、後ほど訂正したものを皆さんにお渡しさせていただきます。

それから、2つ目の国保税の課税限度額の2万円の引き上げ分ですけれども、令和4年度の課税状況から試算しますと、超過世帯が2世帯減りまして11世帯から9世帯になります。それに伴う課税額の増加見込額は18万2,000円ということになります。差し引きでいきますと、税額全体では12万円ほど下がるというような内容でございます。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第42号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお願いいたします。

専決処分第6号、専決処分書。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

八峰町長 堀内満也

このたびの専決処分ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由に行う介護保険第1号被保険者保険料の減免措置について、国からの財政支援が令和4年度までで終了することが令和5年2月10日付け事務連絡にて厚生労働省老健局から発出されました。しかしながら、令和4年度相当分の介護保険料で令和5年4月以降に納期限が到来するものについては減免措置の対象とすることが可能であり、令和5年度の特別調整交付金で財政支援されることから、この規定に適用させるため条例の一部を改正したものでございます。

次のページが条例の改め文でございます。

このたびの改正は、条例附則第12項中「令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えるものでございます。令和4年度内に65歳到達や転入等による資格取得にて随時期の納付期限が令和5年4月30日となる場合

に適用させるために改正したものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12項規定は、令和5年4月1日から適用いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例が令和元年度以降規定されてから対象となった方は、実際ありません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第43号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第43号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,168万2,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,264万3,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載してございます。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

5ページをお開きください。5ページです。

繰越明許費の追加でございます。2款総務費1項総務管理費、ファイルサーバー更新事業についてでございますが、当初、令和5年3月末での完成としておりましたが、人事異動の内示や年度末に伴い、各職員が使用しているパソコン内のデータをファイルサーバーへ移行する際に、想定していたよりもデータ量が多く、当初予定していた容量のライセンス数では対応できないことから工期内の完了が見込めず、事業繰越としたものでございます。

第3条、地方債の変更につきましては、「第3表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

地方債の変更です。それぞれ対象事業費の実績見込額がまとまったことに伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、20ページから23ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正部分について、事項別明細書10ページ以降をご覧ください。10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたしますが、このたびの補正につきましては、年度末における歳入額の確定及び歳出見込額の精査によるものでございますので、主な補正部分のみご説明させていただきます。

10ページ・11ページをお開きください。

2款地方譲与税から、今度14ページから15ページをお開きください。ここに記載しております12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも令和4年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

同じページの15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金につきましては、林道池の台線災害復旧工事の事業費の確定に伴う林道施設災害復旧事業費補助金の追加でございます。

続きまして、16ページ・17ページをお開きください。

15款国庫支出金2項国庫補助金についてですが、1目総務費国庫補助金1節総務費補

助金のうちマイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、事務事業の精査に伴う追加補正でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から5目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

同じ5目土木費国庫補助金4節臨時道路除雪費補助金につきましては、除排雪にかかる経費に対する補助金の追加補正でございます。

6目災害復旧費国庫補助金につきましては、公共土木施設災害復旧において査定設計委託費が補助金の対象となったことに伴う追加補正でございます。

7目教育費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費の確定に伴う学校保健特別対策事業費補助金の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金から7目教育費県補助金のうち放課後子ども教室推進事業補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。また、地域未来塾補助金につきましては、事業費の確定に伴う追加補正でございます。

16款県支出金3項委託金3目土木費委託金につきましては、県管理道路の一部において町が除排雪業務を行っておりますが、これに関する道路除排雪業務委託金の追加補正でございます。

18ページ・19ページをご覧ください。

17款財産収入につきましては、いずれも事業費等が確定したことによる追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金4目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金、いわゆるふるさと納税の令和4年度分の寄附金額の確定に伴う減額補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、各種交付金及び特別交付税の追加補正により財源不足額補填分として予算計上しておりました5億6,357万8,000円のうち、1億7,053万4,000円を減額補正するものでございます。

2目雇用創出基金繰入金から、次の20ページ・21ページをお開きください。5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、それぞれ事業費の確定及び精算見込みに伴う補正でございます。

21款諸収入につきましては、それぞれ事業費の確定に伴う補正でございます。

22款町債につきましては、1項町債1目総務債から、次の22ページ・23ページの7目

災害復旧事業債までは、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

23款自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月に消費税率が10%に改正された際に自動車取得税交付金は廃止されましたが、自動車メーカーによる排出ガス燃費性能試験における不正行為が発覚したことにより旧自動車取得税交付金として追加交付されることに伴う追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

24ページ・25ページをお開きください。

このたびの3月31日付けの専決処分でありますので、概ねの科目について事業費の確定及び精算見込みに伴い不用額が見込まれる部分での減額補正と、国県支出金や地方債等、特定財源の補正に伴う財源更生となっておりますので、その部分の説明は割愛させていただき、主な追加補正部分についてのみご説明させていただきたいと思っております。

そういうことで、ずっと飛びまして40ページと41ページをお開きください。

13款諸支出金2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、事業費の精算に伴う過年度分の返還金でございます。内容としましては、未熟児療育医療費等国庫負担金と子育て世帯生活支援特別給付金と関連事務費を合わせて121万9,000円追加補正するものがございます。

次の42・43ページをお開きください。

3項基金費1目財政調整基金費につきましては、土地売払収入分として27万円、町有土地建物貸付料分として121万6,000円、合わせて積立金148万6,000円の追加補正でございます。

なお、先ほど歳入のところでご説明いたしましたが、財政調整基金繰入金の減額補正と積立金を追加補正したことにより、財政調整基金の令和4年度末残高は28億5,427万6,000円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） スクールバスのソフト50万円について、23ページです。伺います。

スクールバスのソフト50万円、ちょっと見当つかないんですけども、これは委託し

てる秋北バス、第一タクシーとか、そちらの方の負担はなくて、丸々こっちが全部負担して、そうでなくても1億円近いお金がもうスクールバスで見込まれてると思うんですけども、そちらの会社の負担ということはあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行事業の過疎債ソフト分50万円のところでございますけれども、こちらの方、委託の契約等に関しては金額等に移動はございません。ただ、過疎債のソフトの借り入れする時に別事業の過疎債のソフトで借りていたものが、企業版ふるさと納税の影響でその借りれる枠を減らしました。で、その減らした分をスクールバスの運行事業費で50万円追加して借りたというような処理をいたしましたので、このような形で50万円増という形で計上しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 財政調整基金のことです。令和4年度に5億6,000万円、まあ見込んで予算を編成しております。そして1億7,000万円、また財調に返してるわけですが、3億9,000万円使っております。そして残りが28億5,000万円。もうどんどんこの財政調整基金が減ってきていると。財政調整基金は、この町の貯金であります。貯金がなくなると、この町は持続可能な町には到底できません。この八峰町を持続可能な町にするには、やはり財政が一番大事なところであります。それをこういうふうに年々予算をですね5億円以上おろして、そして組んでいく。大変これは危機であると思いません。まあ企画財政課長もですね、前の全協の質問で私が話した時、大変やはり危機を感じているというようなことでありました。まあこれからですね、やはりこの貯金をいかに減らしてコンパクトな予算編成にしていくかということは非常に大切であります。森田町長が就任して、そしてまあどんどん予算を増やしていった。今度は4年、5年終わって堀内新町長が誕生した。またいろんなことをやりたいでしょう、多分。これもやりたい、あれもやりたい、住民の要望には応えたいというのはあると思います。しかし、予算というものがあります。それをですね、いかに縮小してコンパクトな形の予算を今後組んでいくのかということは大変大事なことで。持続可能な八峰町をつくっていくためには非常に大事なことであります。十分気をつけていただきたいというふうに思います。

- 議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。
- 9番（須藤正人君） はい、どうぞ。
- 議長（皆川鉄也君） 堀内町長。
- 町長（堀内満也君） ご指摘ありがとうございます。私も議員と同意見でございまして、私が就任してすぐに企画財政課の方には、新たな年度、令和6年度予算の時にはしっかりとシーリングを各課に課してですね、で、しっかりとその必要なところを絞っていこうという指示をしておりますので、その中でその財調基金をなるべく減らさないようにしっかりと町政運営していきたいというふうに考えております。本当にありがとうございます。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。  
日程第8、議案第44号……  
（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。5分間休憩いたします。  
午前11時05分 休 憩  
.....
- 午前11時08分 再 開
- 議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
日程第8、議案第44号、業務委託契約の締結についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。
- 農林振興課長（堀内和人君） 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、業務委託契約の締結について。

令和5年4月25日に指名競争入札に付した、「森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務委託」について、下記のとおり委託契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

1. 契約の目的 森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務委託
2. 契約金額 6,600万円でございます。
3. 契約の相手方 住所 秋田県秋田市山王2-1-60  
株式会社パスコ 秋田支店  
支店長 我妻慎也氏でございます。
4. 支出項目 6款 農林水産業費  
2項 林業費  
1目 林業総務費

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

提出理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負に相当する契約であり、議会の議決を要するものでございます。

以上で説明は終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） この議案に何ら異議を唱えるものではありませんが、これからだんだん森林の所有者は関心が薄れていきます。もちろん世代交代すれば、なおさらその関心は薄まると思います。そうした中ね、どんな立派にね管理台帳システムを作っても、それを生かすにはやっぱり現場に精通した、現地を本当に分かる職員の教育も育成も必要だと思うんですよ。その辺町長、どう考えてるか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどのご質問ですけれども、確かに議員おっしゃるとおりですね、現場に精通した人間が間違いなく必要であるという認識は私も同意見でございます。ただ一方で、そのやはり限られた職員の中でそれだけっていうのもなかなか難しい状況も

ありますので、いろんな状況あると思いますけども、なるべくですね、そのスペシャリスト、ああ、ゼネラリストの中にもスペシャリストをこう作っていくようないい形を役場内で作っていききたいなというふうに考えております。少しその辺ご理解いただければ、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 前にですね林業関係者から聞いた話ですと、やはり入札でその森林を売買して後で見に行ったら、全然もう違うところまで、余計なところまでも伐採していってると。だけど、町は専門知識、現地に精通した職員がいないから、ほかのどこまで入り込んでいっても分からないと。あれは何とかした方がいいと言われたことがあります。そういう観点からもね、まあ町長言われるようにね、ゼネラリストの中からスペシャリストを育てるといのは大変だと思いますが、やっぱり部分的にはね、そういうスペシャリストも必要になってくると思います。まして、さっきも言ったようにね、所有者の関心はこれからだんだん薄れていくと思うんですよ。その辺も頭に入れて、教育の方お願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○10番（門脇直樹君） いや、いいです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この契約についてはいいんですけども、要は、この計画内容、どのぐらいの面積、八峰町全域をやるのか、峰浜地区、八森地区だけなのか。それとですね、いつまでにどの程度の所有者台帳が整備されるのか。まあ材積も含めてですね、その辺の計画等が全然示されていないということで私はこの中身を知りたいと思いますが、詳しく説明してもらえますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 山本議員のご質問にご回答いたします。

やる面積につきましては、全町の山林を考えてございます。で、すいません、面積の、全町の森林面積について、今すいません持ち合わせございませんので、やる部分につきましては全町の森林でございます。

で、この事業につきましては、3月の議会で可決いただきました継続費を組んでおりまして、5年、6年、7年の3年間で台帳整備までたどり着きたいと考えております。

で、これを行うことによりまして、個人個人の境界がある程度までは把握できるものと考えております。で、材積も出てきます。そうしますと、例えばAさんの山そろそろ切り頃ですよとか町からの提案、それを森林組合と共有することによって森林組合さんからの提案等々で山の保全に努めていければと考えている事業でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 関連して私からも一つ質問いたします。

先ほど来話している、その林業者の山の所有者の意欲、全くもう高齢者含めてですね衰退しておるわけでありまして、三、四年前にですね所有者の山林を維持する、そういう意欲があるかないかという調査をですね確かしたと思うんですが、要するに私は、そのもう山管理できない、そういう方々が分収林であれば町に返還したい、そういう思いで以前質問したことあるんですが、その点の考え方ですね、どなたがこれ協議された経緯あるかないか分かりませんか。前課長ならどうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問にお答えのできる課長。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの菊地議員のご質問に何か回答できるかちょっと分からないんですけども、いずれ分収林の所有についてのアンケートは取ったというふうな記憶はあります。確かに高齢化が進んで町の方に返還したいという方も結構おられたなというふうなアンケート結果も何かちょっと確認したとは思ってます。いずれ今回のこの森林環境譲与税を活用したレーザ計測は、分収林の方にはちょっと対応しないという認識ではいたんですけども、町の方に戻された森林についてどうするかというのは、今後、農林振興課内で検討していくのではないかなというふうに思ってます。ただアンケートを取ったという記憶は確かにありました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 私、関連して今質問したわけでありまして、今後ですね、この部分、私の質問した部分についてですね、やはり突き詰めてそれなりに庁内でもってやはり検討していただきたい。これ喫緊の課題でありまして、大変な状況になってるんですよ。その部分を私から要望しておきます。答弁は結構です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地あきた白神体験センター所長。

○あきた白神体験センター所長(菊地俊平君) 議案についてご説明させていただきます。

議案第45号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

物品名は、乗合自動車(小型自家用バス)、マイクロバスです。

取得金額は、924万円。

契約の相手方は、能代市浅内にあります太平興業株式会社 能代営業所長であります。

支出項目についてですけれども、議会の冒頭にありましたように、町長のご説明にありましたように納期が10カ月以上かかるということで、令和5年度に債務負担行為を設定し、令和6年度の4月の納入を目指し、5月から学校さんの受け入れが始まる4月の納入を目指すものであります。

令和5年5月11日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でありますけれども、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

以上です。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますよう、どうかよろしくお願いたします。以上です。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前11時22分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 7番 腰山良悦

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人